

# 令和4年度 事業報告書

自 令和4年4月 1日

至 令和5年3月31日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

# 目 次

1. 法人の長によるメッセージ	2
2. 法人の目的、業務内容	2
(1)法人の目的	2
(2)業務内容	2
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)	3
4. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	3
(1)基本理念・行動指針	3
(2)中期方針	3
5. 年度目標	4
6. 事業計画	6
7. 業務の適正な評価の前提情報	7
8. 業務の成果と使用した資源との対比	7
(1)自己評価	7
(2)主務省令期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	8
9. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	8
(1)ガバナンスの状況	8
(2)役員等の状況	8
(3)職員の状況	9
(4)重要な施設等の整備等の状況	10
(5)純資産の状況	10
(6)財源の状況	11
(7)社会及び環境への配慮等の状況	11
10. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	11
(1)リスク管理の状況	11
(2)業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	12
11. 予算と決算の対比	12
12. 財務諸表	12
(1)貸借対照表	12
(2)行政コスト計算書	13
(3)損益計算書	13
(4)純資産変動計算書	13
(5)キャッシュ・フロー計算書	14
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	14
(1)貸借対照表	14
(2)行政コスト計算書	14
(3)損益計算書	14
(4)純資産変動計算書	15
(5)キャッシュ・フロー計算書	15
14. 内部統制の運用に関する情報	15
15. 法人の基本情報	16
16. 参考情報	21

## 1. 法人の長によるメッセージ

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のミッションは、経済産業省所管の行政執行法人として、工業製品や関連する物資の品質向上、安全性の確保及び取引の円滑化について産業界を支援し「国民のくらしの安全と未来への挑戦を支え続ける」ことです。昭和 3 年に商工省（現在の経済産業省）が設置した輸出絹織物検査所に始まり、約 100 年にわたって歴史を紡ぐなかで、社会情勢の変化に応じて業務分野を広げ、技術力を高めてきました。

NITE の最大の特徴は、技術と専門性に基づき「現場と同じ目線で話ができること」だと私は思っています。これは設置当初から培われ、今日まで変わらず引き継がれてきた NITE の強みです。現場の目線が分かるからこそ、その時代の変化に対応し、産業発展に必要な技術的調査や研究、情報発信や制度の構築を担うことができると考えています。

では、今の NITE には何が求められているのでしょうか。我々が見出した答えは、国民の安全・安心な生活や、健全で持続性のある産業発展のために、「社会・経済の制度構築活動」と「イノベーション支援」の両方が重要だということです。現在、これらを“両輪”とする中期方針のもと、NITE ならではの総合力を高めています。令和 3 年に発足した「チーム NITE」は、5 つの事業部門が持つ専門性と技術力を横断的に活用する取組です。技術シーズの段階から社会実装まで切れ目なく、現場に密着したサポートをするために全国の 11 事業所が拠点となり、それぞれの地域の特徴を活かした産業の創出や地方活性化を推進し、雇用を創出することを目的としています。特に従来からの大企業に対する支援に加えて、中小企業が持つ優れた技術の実用化・社会実装と各大学発スタートアップの活動支援に着手しています。これは、今の NITE に求められている、また NITE の総合力が活かせる重要な役割であると考えています。

変化の早い現代、今まで以上に柔軟かつ迅速な対応が求められています。これからも NITE は、国内外の状況を敏感に捉え、先を見据えて技術と人材を磨き、次の 100 年に向かって挑戦し続けます。

## 2. 法人の目的、業務内容

### (1)法人の目的

工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資する

（独立行政法人製品評価技術基盤機構法（以下「機構法」という。）第 3 条）

### (2)業務内容

NITE は、機構法第 3 条の目的を達成するため、以下の業務を行います。（機構法第 11 条）

- (1) 工業製品その他の物資に関する技術上の評価
- (2) 工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価
- (3) 工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供
- (4) (1) の評価の技術に関する調査及び研究
- (5) (1)～(4) の業務に附帯する業務

その他、各種法令等が定める調査、審査、立入検査等

### 3. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

NITEは、経済産業省が所管する独立行政法人の中で唯一の行政執行法人です。行政執行法人とは「公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行する」ことを目的とする独立行政法人です。

我々は、経済産業省がその所掌事務とする産業標準の整備及び普及その他の産業標準化に関すること、計量の標準の整備及び適正な計量の実施の確保に関すること、生物化学の知見を利用して製造される化学工業品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること、化学物質の管理に関する所掌に係る事務に関すること及び所掌事務に関する一般消費者の利益の保護に関することを遂行する上で、その実施部門として中核的な役割を担っています。

### 4. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

#### (1)基本理念

<p>【基本理念】 確かな技術と信頼できる情報をもとに くらしの安全と未来への挑戦を支え続けます</p> <p>【スローガン】 安全とあなたの未来を支えます Safety and your Future with NITE</p> <p>【行動指針】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 誠実で責任ある行動をとります 国民全体の奉仕者であり、公的資金で運営していることを常に自覚し、中立な立場で公平、公正かつ効率的に業務を遂行します。 法令等の遵守、倫理的な行動を旨とし、適正に物事を判断し、誠実で責任ある行動をとります。</li><li>2. 熱意と誇りを持ち、より価値の高い成果を追求します 私たちの業務が社会の信頼と負託の上に成りたっていることを自覚し、自らの仕事に熱意と誇りを持って取り組みます。 自らを研鑽し、「広い視野」と「高い適応能力」をもって、専門性を高め、より価値の高い成果を追求します。</li><li>3. 最新の科学技術を活用し、得られた成果を社会に還元します 技術で行政を支える組織であることを踏まえ、常に科学技術の知見を高めていきます。 知見を活用し、得られた成果を私たち一人一人が相手の立場に立ってわかりやすく説明することによって、社会に還元します。</li></ol>
---

#### (2) 中期方針(第Ⅱ期:2022年度~2026年度)

NITEは、経済産業省をはじめ関係省庁等との連携の下、各種法令や政策における技術的な評価や審査などを実施しています。社会・経済の情勢は刻一刻と変化し、国民や産業界からのニーズが多様化する中、NITEは、こうしたニーズに適切に応えるために、単年度毎の目標で業務を実施する法人でありながら、中期方針も独自に策定しております。

2021年度は第Ⅰ期中期方針の最終年度であったことからレビューを行うとともに、多様化す

る社会ニーズを迅速かつ的確に把握し、NITE が主体的に行政への働きかけを行い、また、事業者への積極的なイノベーション支援を行うことを念頭に置き、2022 年度に新たに第Ⅱ期中期方針を策定しました。

### 第Ⅱ期中期方針の主なポイント

今後の不確実な社会変化に柔軟に対応し、新たな創造性を発揮できるよう組織力・人材力を強化し、デジタル技術等を活用した事業価値の向上を図るとともに、社会・経済の制度構築と、イノベーション支援のための活動を車の両輪としてバランス良く取り組むことで、安全・安心な国民生活の実現と健全で持続性のある産業発展に貢献する。

## 5. 年度目標

NITE は、これまで蓄積してきた工業製品等の品質に関する技術上の情報や評価技術に関する調査・研究等により培ってきた幾多の知見を基礎に、優れた人材や機材を総動員することで、社会環境の変化に柔軟に対応することが求められております。

このため、独立行政法人通則法第 35 条の 9 第 1 項の規定に基づき、経済産業大臣から以下の項目で構成される年度目標を達成するよう指示を受けております。

年度目標
I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
II-1. 製品安全分野
II-2. 化学物質管理分野
II-3. バイオテクノロジー分野
II-4. 適合性認定分野
II-5. 国際評価技術分野
III. 業務運営の効率化に関する事項
IV. 財務内容の改善に関する事項
V. その他業務運営に関する重要事項

一定の事業等のまとめ	目標
製品安全分野	消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、特定保守製品の適切な保守を促進し、併せて製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とした経済産業省による製品安全施策の下、製品事故の原因を究明、分析し、その結果を経済産業省及び事業者・消費者へ情報提供を行うことで、同種の製品事故の再発防止と未然防止を図る。
化学物質管理分野	化学物質の人・環境への悪影響を最小化する国際目標以降の新たな目標設定に向けた ICCM（国際化学物質管理会議）における検討の動き等も踏まえ、安全の確保と経済の発展を両立するための効率的かつ効果的な

	<p>化学物質管理を実施する経済産業省による化学物質管理政策の下、化学物質管理法令の法執行・支援業務及びその基盤業務としての有用情報の整備・提供業務を実施する。また、国際社会の変化に柔軟に対応しつつ、化学物質管理手法の国際調和に貢献するとともに、新たな化学物質管理に係る手法の開発等へ協力し、その結果が広く化学物質関係法令の効率的な施行に活用されることで、企業における新規化学物質・製品の開発促進や国民生活の安全レベルの更なる質的向上等に貢献することを目指す。さらに、化学物質管理制度の構築・運用等に係る国内外への調査能力を一層高め、経済産業省へ報告・提言を行うとともに、これまでに得られた成果の事業者や国民への幅広い利用に供することを目指す。</p>
<p>バイオテクノロジー分野</p>	<p>我が国バイオ産業の健全かつ中長期的な発展を促進するため、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）、統合イノベーション戦略2021（令和3年6月18日閣議決定）及びバイオ戦略に基づく経済産業省のバイオ政策の下、バイオ戦略で掲げられた全体目標「2030年に世界最先端のバイオエコノミー社会を実現」を目指し、我が国バイオ産業の健全かつ中長期的な発展に貢献する。</p> <p>具体的には、知的基盤整備計画等に基づき、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進めるとともに、さらなる生物資源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進により、我が国の強みを活かしたバイオ産業の発展に貢献するとともに、微生物等の生物遺伝資源やその生産物等の利用における社会的リスクの低減を図りつつ、産業界のニーズを踏まえた微生物遺伝資源の収集、寄託受入れ、安定供給及び利用の促進、特許寄託される微生物の受入れ、保管、分譲、生物遺伝資源やその生産物等の利用の安全性評価及び情報発信、生物多様性条約等に関する国際対応等を実施する。さらに、生物遺伝資源や関連データ等の産業での利用促進支援、有用な生物遺伝資源の更なる充実、企業支援等を通じ、競争力の高いバイオ産業の育成に貢献することを目指す。</p>
<p>適合性認定分野</p>	<p>日本産業規格の作成や国際標準化を推進する標準化政策、製品等が特定の規格を満たしていることを確認・証明するための適合性評価に関する認証政策、及び適正な計量の実施を確保するための計量政策を含めた経済産業省による基準認証政策の下、産業標準化法及び計量法に基づく試験事業者、校正事業者等の登録・認</p>

	<p>定とこれらに関連する業務を実施する。また、我が国の認定機関としての信頼性の維持や能力の向上を図るとともに、認定に係る国内外の活動への参画等を通じて、取引の円滑化と国際展開の支援及び認定制度の普及を図る。社会ニーズの高い新たな技術や製品等に係る認定制度については、適時的確な審査実施体制の構築による産業活動の促進を目指し、我が国産業の競争力確保に貢献する。また、認定申請・届出については、事業者のオンライン提出を支援するとともに、審査業務の電子化を進め、効率化、迅速化及びセキュリティの向上を図る。なお、令和 3 年度に機構が取りまとめた適合性評価制度研究会の研究成果を踏まえ、日本の適合性評価制度の発展に向けた取組を開始する。</p>
国際評価技術分野	<p>日本再興戦略（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）、標準化官民戦略（平成 26 年 5 月 15 日策定）といった国家戦略において、大型蓄電池システム等に関する認証基盤整備の推進が掲げられていることを踏まえ、必要な取組を実施する。具体的には、再生可能エネルギーの導入やスマートグリッドの構築に資する大型蓄電池システムに関する試験評価拠点を整備するとともに、本試験評価拠点を活用し、性能及び安全性に関する試験評価の実施並びに産業競争力向上に資する有益で活用可能なデータの取得・解析の実施、国際標準提案を見据えた新たな試験・評価手法の開発を行う。また、大型蓄電池システムの運用期間中の安全確保に関わる新たな国際標準開発を推進する。さらに、発行済みの国際標準に関してはその普及活動を行うとともに、認証基盤の整備を進める。</p>

## 6. 事業計画

NITE は、経済産業大臣からの年度目標の指示を受け、独立行政法人通則法第 35 条 10 第 1 項の規定に基づき、以下の項目からなる事業計画を策定しております。

事業計画
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
I-1. 製品安全分野
I-2. 化学物質管理分野
I-3. バイオテクノロジー分野
I-4. 適合性認定分野
I-5. 国際評価技術分野
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
III. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

IV. 短期借入金の限度額
V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
VI. 財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
VII. その他業務運営に関する重要事項

## 7. 業績の適正な評価の前提情報

NITEは製品評価技術基盤機構法により、「工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする」と定められており、法律等に基づく業務（製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、適合性認定分野、国際評価技術分野）を着実に実施しています。

## 8. 業務の成果と使用した資源との対比

### (1) 自己評価

項目	自己評価（※1）	行政コスト（※2）
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
I-1. 製品安全分野	S	2,007百万円
I-2. 化学物質管理分野	A	1,339百万円
I-3. バイオテクノロジー分野	A	2,590百万円
I-4. 適合性認定分野	B	909百万円
I-5. 国際評価技術分野	A	1,296百万円
II. 業務運営の効率化に関する事項	B	
III. 財務内容の改善に関する事項	B	
IV. その他業務運営に関する事項	A	
法人共通		1,307百万円
合計		9,447百万円

（※1）評価区分（『独立行政法人の評価に関する指針』総務大臣決定 IV行政執行法人の評価に関する事項 7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分（1）年度評価①項目別評定）

S：当該法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：当該法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求



める。

(※2)財務諸表の行政コスト計算書の金額。

## (2) 主務省令期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
評定	B	A	B	A	(A)

## 9. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

### (1)ガバナンスの状況

NITE は、業務方法書第 27 条に定めた業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を適切に運用するため、理事長のトップマネジメントの下、人的資本や技術、資金からなる競争優位の源泉となる経営資源を確保しながら、ガバナンス体制を整備し、業務プロセスの不断の見直しを行うなど、PDCAサイクルを確実に機能させることにより内部統制の推進に取り組んでいます。

理事長によるトップマネジメントを実現するために、経済産業省独自の制度である経営に関する有識者からの意見を踏まえて、理事会や運営会議、理事長ヒアリングなどを通じて業務を執行しております。

一方、独立的・中立的モニタリングの視点としては、三様監査(監事監査、会計監査人監査、監査室による内部監査)や外部有識者からなる契約監視委員会の開催、内部・外部通報窓口の設置などのモニタリング体制を整備しております。

さらに、Web サイト、SNS、紙媒体等を活用して、積極的かつ公正な情報開示に努めています。

それらの内部統制を行う環境の整備として、内部統制委員会で自らの推進状況や重要な課題を把握し、業務プロセスの改善につなげるとともに、経営陣の価値観・倫理観等を伝達・浸透させる取組を行い、ガバナンス強化を図っております。

### (2)役員等の状況

#### ①役員等の氏名、役職、任期、担当及び主な経歴

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理事長	長谷川 史彦	自:令和3年 4月 1日  至:令和7年 3月 31日	昭和56年4月 東北大学 選鉱製錬研究所助手 昭和60年4月 新日本製鐵(株) 第一技術研究所入社 平成3年6月 同 先端技術研究所 主任研究員 平成5年2月 (独)新エネルギー・産業技術総合開発機構 産業技術開発部 国際共同研究課 主査 平成7年6月 新日本製鐵(株) 技術開発企画部 部長代理 平成12年4月 東北大学未来科学技術共同研究センター 助 手 平成13年4月 同 未来科学技術共同研究センター 助教授 平成15年10月 同 未来科学技術共同研究センター 副センタ ー長(併任) 平成17年1月 同 未来科学技術共同研究センター 教授 平成20年4月 同 総長特命主幹(地域連携総括)(併任) 平成29年4月 同 未来科学技術共同研究センター長(併任) 8月 同 総長特別補佐(併任) 令和3年4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事長(現任)
理 事	矢島 秀	自:令和3年 4月 1日	平成3年4月 通商産業省(現 経済産業省)入省 平成28年4月 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合

	浩	至: 令和5年 3月31日	開発機構 技術戦略研究センター 次長 平成30年7月 国立研究開発法人産業技術総合研究所 企画 本部 審議役 兼 人工知能グローバル研究拠点整備準備室長 令和元年7月 経済産業省 近畿経済産業局 地域経済部長 令和3年4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事
理事	木井 保 夫	自: 平成31年 4月 1日  至: 令和5年 3月 31日	昭和56年4月 通商産業省(名古屋繊維製品検査所)入省 平成21年4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 企画管 理部 経営企画課長 平成25年4月 同 化学物質管理センター 所長 平成28年6月 同 バイオテクノロジーセンター 所長 平成31年4月 同 理事
監事	田越 宏 孝	自: 令和元年 6月 18日  至: 令和4 事業年度の財 務諸表承認日	昭和57年4月 昭和電工株式会社入社 平成20年1月 同 化学品事業部門 化学品事業部 特殊化 学品部長 平成25年1月 同 機能性化学品事業部 副事業部長 兼 特 殊化学品部長 平成26年1月 同 機能性化学品事業部長 平成29年8月 先端素材高速開発技術研究組合 技術部長 令和元年6月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 監事( 現任)
監事	鶴 由貴	自: 令和元年 6月 26日  至: 令和4 事業年度の財 務諸表承認日	平成12年4月 弁護士登録 平成12年4月 東京シティ法律事務所 (現: シティユウワ法 律事務所) 平成19年10月 弁護士法人協和総合パートナーズ法律事務所 平成30年6月 ジャパンコンテンツ調査研究チーム座長 令和2年6月 阪急阪神ホールディングス(株) 社外取締役(現 任) 令和3年4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 監事(現 任)

## ②会計監査人の氏名又は名称

有限責任監査法人トーマツ

## (3)職員の状況

令和4年度(令和5年1月1日時点)において、NITEの常勤職員数は440名(対前年度増減比6%増)であり、平均年齢は43歳です。

区 分	令和4年度	令和3年度
常勤職員	440名	416名
うち任期付研究員	-名	-名
うち国からの出向者	12名	11名
非常勤職員	231名	216名
出向者	23名	22名
うち国の機関への出向者	22名	20名

注: 各年度における1月1日時点の人数

項目	令和4年度	令和3年度
女性採用		
採用数	5 名	12 名
採用率	24 %	46 %
女性の人員		

人数	129/440 名	118/416 名
割合	29 %	28 %
女性の部長相当職及び課長相当職		
人数	13 名	10 名
割合	18 %	16 %

#### (4)重要な施設等の整備等の状況

##### ①当事業年度中に完成した主要施設等

(単位:百万円)

施設等名	契約額
本所本館個別空調更新工事	119

##### ②当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

(単位:百万円)

施設等名	予算額
試験評価・認証基盤の拠点(多目的実験棟等)(※1)	6,333
NBRCの生物資源の分譲等工程の自動化・高効率化整備(※2)	1,600

(※1)令和3年度補正予算により「カーボンニュートラル促進のための国際標準・認証拠点整備事業」として試験評価・認証基盤の拠点を新たに整備するための施設整備費補助金が交付決定されたもの。

(※2)令和4年度当初予算により「NBRCの生物資源の分譲等工程の自動化・高効率化」として生物資源の分譲等工程を自動化・高効率化するための施設整備費補助金が交付決定されたもの。

##### ③当事業年度中に処分した主要施設等

当事業年度中に処分した主要施設等はありません。

#### (5)純資産の状況

##### ①資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	19,011	—	—	19,011
合計	19,011	—	—	19,011

##### ②目的積立金の申請状況、取崩内容等

当期総利益 333 百万円のうち、前払費用等及び自己収入財源で取得した固定資産の減価償却に要する費用については、翌事業年度の前事業年度繰越積立金として申請しています。

前事業年度繰越積立金取崩額 85 百万円については、前事業年度以前に支払済の前払費用等及び自己収入財源で取得した固定資産の減価償却に要する費用に充てるために取り崩したものです。

## (6)財源の状況

### ①財源の内約

財 源	金額（百万円）	構成比率（％）
運営費交付金	7,849	76
施設整備費補助金	1,789	17
受託収入	311	3
その他収入	428	4
合計	10,378	100

### ②自己収入に関する説明

NITEの自己収入は、受託収入及びその他収入があります。その他収入の主なものは、バイオテクノロジー分野の生物遺伝資源分譲業務や特許微生物寄託業務などに係る手数料、適合性認定分野の試験事業者登録制度(JNLA)の審査に係る産業標準化関係手数料、校正事業者登録制度(JCSS)並びに特定計量証明事業者認定制度(MLAP)の審査に係る計量法関係手数料及びNITEが独自に実施する認定制度(ASNITE)に係る依頼検査手数料、国際評価技術分野の蓄電池評価センター(NLAB)の大型施設、試験設備等を利用した共同試験業務収入があります。

受託収入は、311百万円であり、前年度比11百万円の増となっております。また、その他収入は428百万円であり、前年度比24百万円の増となっております。

## (7)社会及び環境への配慮等の状況

NITEは、安全等の評価技術を活用した社会・経済の制度構築と企業・業界団体におけるイノベーションの促進のための活動を車の両輪に、安全・安心な国民生活の実現と健全で持続性のある産業発展に向けて、社会及び環境への配慮という点からも17のゴール及び169のターゲットからなる持続可能な開発目標(SDGs)をはじめとする社会的課題に対応しています。具体的な取組事例としては、デジタル化の推進による取組、環境や支援が必要な企業等に貢献する調達、職員全員が活躍できる環境の整備等があります。

## 10. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

### (1)リスク管理の状況

NITEは、リスク管理方針を掲げ、内部統制及びリスク管理規程に基づきリスク管理体制を構築し、NITE全部署で同フォーマットのリスク管理シートにより、継続的にリスクの識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応、見直し等を行っております。リスクの識別等の状況は、リスク管理委員会を通じてNITE全体で共有し、リスクの顕在化を未然に防ぐとともに、三様監査(監事監査、会計監査人監査、監査室による内部監査)、契約監視委員会、内部・外部通報窓口などのモニタリング体制を活用することでNITE全体としてリスク管理を推進しています。

また、上記に加えて、事故・災害等については災害対策・事業継続規程及び消防計画、情報セキュリティについては情報セキュリティ管理規程、個人情報保護については個人情報保護管理規程に基づき、それぞれ管理体制を構築し、リスクへの適切な対応を行うと共に、事故に繋がる恐れのあるヒヤリハットの収集・共有を行い、事故の未然防止を図る取組を行っております。

なお、万が一事故が生じた場合には、適切かつ迅速な対応により、NITEに関係するステー

クホルダーの損害を最小限にとどめるとともに、早急な復旧と再発防止を図ります。

## (2)業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

NITEは、恒常な課題（法令順守等）に対してはリスク対応のための年間スケジュールを策定し、法令順守等確認週間等を実施しました。また、突発的な課題については、役員含め必要な範囲で適切に適宜対応するとともに、毎週開催している運営会議にて他分野へも横展開しました。

また、内部統制の推進や重要なリスク管理の課題等を把握・改善するための議論を行う場として、内部統制委員会とリスク管理委員会を開催（令和5年3月22日）し、内部統制の体制やリスク管理等の対応方法を見直すなど、内部統制システムの強化を図りました。

さらに、予算執行や保有資産等について組織の課題を把握・改善する材料とするため、財務分析を行いました。

## 11. 予算と決算の対比

（単位：百万円）

区 分	予算額	決算額	差額	差額理由
収入				
運営費交付金	7,802	7,849	47	
施設整備費補助金	8,498	1,789	▲6,709	次年度へ繰越
受託収入	274	311	37	受託契約の増
その他収入	379	428	49	手数料等収入等の増
計	16,953	10,378	▲6,575	
支出				
業務経費	7,201	6,860	341	
施設整備費	8,498	1,799	6,699	次年度へ繰越
受託経費	274	311	▲37	受託契約の増
一般管理費	979	1,333	▲354	庁舎管理費（水道光熱費）の増
計	16,953	10,304	6,649	

注1：区分及び予算額については、当該年度の事業計画に記載されている区分及び予算金額。

注2：決算額の収入については、現金預金の収入額に期末の未収金等の額を加減したもの。

注3：決算額の支出については、現金預金の支出額に期末の未払金等の額を加減したもの。

## 12. 財務諸表

### (1)貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	2,175	流動負債	1,603
現金及び預金	1,441	固定負債	5,484

その他	735	資産見返負債	2,515
固定資産	28,351	その他	2,968
有形固定資産	25,059	負債合計	7,087
無形固定資産	555	純資産の部	金額
投資その他の資産	2,736	資本金	19,011
		資本剰余金	4,043
		利益剰余金	385
		純資産合計	23,439
資産合計	30,526	負債純資産合計	30,526

## (2)行政コスト計算書

(単位:百万円)

科 目	金額
損益計算書上の費用	8,408
経常費用	8,407
臨時損失	1
その他行政コスト	1,039
行政コスト	9,447

## (3)損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金額
経常費用	8,407
業務費	7,139
一般管理費	1,266
財務費用	2
その他	-
経常収益	8,654
運営費交付金収益	7,373
自己収入等	744
その他	537
臨時損失	1
臨時利益	2
前事業年度繰越積立金取崩額	85
当期総利益	333

## (4)純資産変動計算書

(単位:百万円)

項 目	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	19,011	3,432	175	22,617
当期変動額	-	612	210	821

固定資産の取得	-	1,651	-	1,651
固定資産の除売却	-	▲2	-	▲2
減価償却	-	▲1,037	-	▲1,037
国庫納付金の納付	-	-	▲39	▲39
当期純利益	-	-	249	249
当期末残高	19,011	4,043	385	23,439

### (5)キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

項目	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	884
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲631
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲312
資金増加額(▲減少額)	▲60
資金期首残高	1,500
資金期末残高	1,441

## 13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

### (1)貸借対照表

令和4年度末における資産は30,526百万円であり、前年度比494百万円増(2%増)となっています。

これは、前払費用等の増により、流動資産が128百万円増加、土地の取得及び建設仮勘定の計上により、固定資産が366百万円増加したことによるものです。

負債は7,087百万円であり、前年度比327百万円減(4%減)となっています。これは、未払金及び短期リース債務の減により、流動負債が329百万円減少、建設仮勘定見返施設費の計上、資産見返運営費交付金及び長期リース債務の減により、固定負債が2百万円増加したことによるものです。

純資産は23,439百万円であり、前年度末比821百万円増(4%増)となっています。これは、資本剰余金が612百万円増加したことによるものです。

### (2)行政コスト計算書

令和4年度の行政コストは、9,447百万円であり、前年度比331百万円増(4%増)となっています。

これは、業務費等損益計算書上の費用が539百万円増加した一方、減価償却相当額等その他行政コストが208百万円減少したことによるものです。

### (3)損益計算書

令和4年度の経常費用は8,407百万円であり、前年度比541百万円増(7%増)となっています。

これは、業務費及び一般管理費における外部委託費が18百万円減少した一方で、給与・賞与及び手当が68百万円、雑給が25百万円、退職給付費用が147百万円、消耗品費が

41 百万円、減価償却費が 54 百万円、水道光熱費が 141 百万円、旅費交通費が 62 百万円増加したことによるものです。

経常収益は 8,654 百万円であり、前年度比 751 百万円増(10%増)となっています。これは、運営費交付金収益が 566 百万円、受託収入が 11 百万円、退職給付引当金見返に係る収益が 147 百万円、手数料等収入が 28 百万円増加した一方で、賞与引当金見返に係る収益が 2 百万円減少したことによるものです。

当期総利益 333 百万円であり、前年度比 218 百万円増(189%増)となっています。これは、経常利益 248 百万円から臨時損失 1 百万円を差引き、臨時利益 2 百万円を加え、前事業年度繰越積立金取崩額 85 百万円を計上した結果となっています。

#### (4)純資産変動計算書

令和 4 年度の純資産は、23,439 百万円であり、前年度比 821 百万円増(4%増)となっています。

これは、資本剰余金が 612 百万円、利益剰余金が 210 百万円増加したことによるものです。

#### (5)キャッシュ・フロー計算書

令和 4 年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 884 百万円であり、前年度比 44 百万円減(5%減)となっています。

これは、人件費支出が 103 百万円減少し、その他の業務支出が 461 百万円増加した一方で、運営費交付金収入が 349 百万円、手数料等収入が 17 百万円増加し、受託収入が 17 百万円減少したことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは▲631 百万円であり、前年度比 347 百万円減(122%減)となっています。

これは、有形固定資産の取得による支出が 1,506 百万円、無形固定資産の取得による支出が 69 百万円増加した一方で、施設費による収入が 1,242 百万円増加したことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは▲312 百万円であり、前年度比 10 百万円減(3%減)となっています。

これは、リース債務の返済による支出が 10 百万円増加したことによるものです。

その結果、資金期末残高は 1,441 百万円であり、前年度比 59 百万円減(4%減)となっています。

#### 14. 内部統制の運用に関する情報

NITE は、内部統制システムを適切に運用するため、令和 4 年度に以下の活動を行いました。

会議名	内容	回数
理事会	組織運営に関する重要事項の基本方針及び事業執行に係る判断を行う会議	9 回（不定期）
運営会議・連絡会	組織運営の検討、事業執行に係る判断、NITE の運営に関する情報の共有等	41 回（原則毎週開催）



	を行うために、原則として毎週、日常的な議論を行う会議	
理事長ヒアリング	日常的に開催される会議では把握しきれない各分野の詳細な目標・計画、業務の進捗状況及び世の中への貢献(アウトカム)についての集中的な議論を行う会議	18回(分野ごと)
経営に関する有識者とのディスカッション	2名の経営に関する有識者に業務実績を報告するとともに、有識者からの助言を事業へフィードバックするために議論を行う会議。	2回(第1四半期、第2、3四半期)×2名
評価・計画諮問会議	事業計画案の策定及び業務実績に対する自己評価書の作成にあたって、NITEの各専門分野や財務・マネジメントに関する見識を有する外部有識者からの意見を聴取し、議論を行う会議	1回

## 15. 法人の基本情報

### (1)沿革

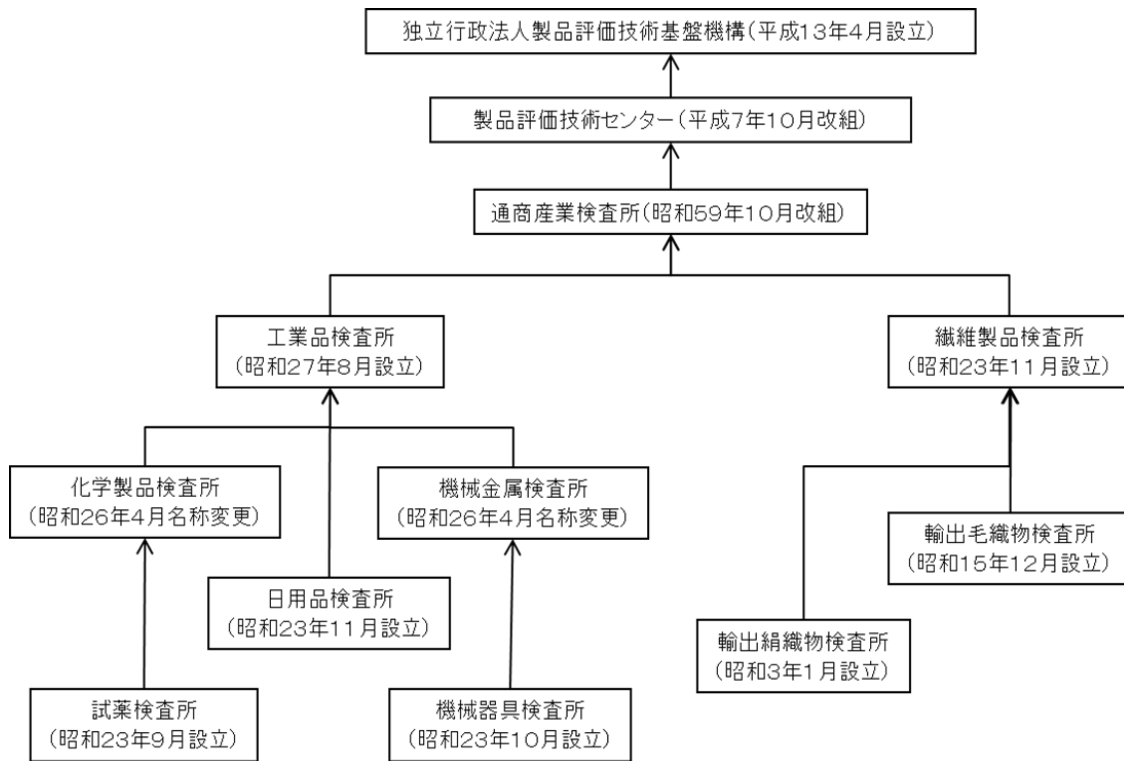
NITEは、戦前の昭和3(1928)年、当時わが国の主な輸出品であった絹織物の品質検査を行う輸出絹織物検査所としてスタートしました。戦後には、当時拡大していた輸出品の品質検査を実施する機械器具検査所などの各種工業製品の検査所も設置されました。1970年代には、それまでに培った検査・評価技術を活かして製品の安全性に関する業務や、工業標準化法に基づく業務を開始し、1980年代には化学物質の安全審査に関する業務を開始しました。組織としても、昭和59(1984)年10月に、それまでの繊維製品検査所と工業品検査所が統合され通商産業検査所が設立されました。

1990年代に入ると、バイオテクノロジー関連業務や事業者などの技術的能力を認定する適合性認定の業務を開始し、平成7(1995)年10月に製品評価技術センターへ改組されました。

平成13(2001)年4月には、経済産業省所管の独立行政法人製品評価技術基盤機構となり、平成27(2015)年4月には国と密接に関連した事業を確実に「行政執行法人」として位置付けられるとともに、新たに大型蓄電池システムの評価に関する業務などにも着手しています。

このようにNITEは、設立当初から蓄積してきた工業製品に関する検査・評価などの技術やノウハウを活かし、行政ニーズや社会ニーズの変化に的確に対応して、日本の産業の発展と、

安全な社会の実現に貢献しています。



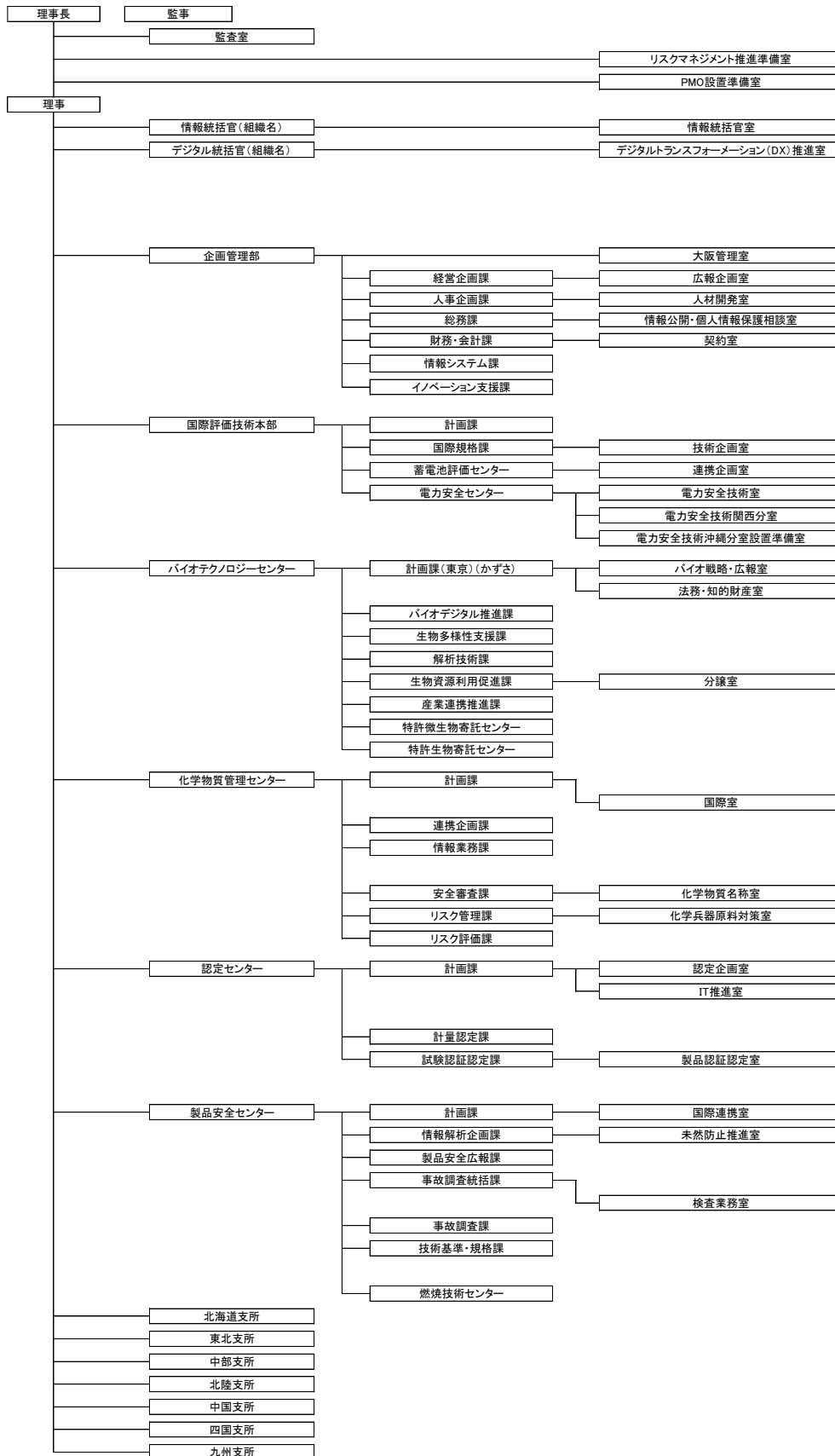
## (2) 設立に係る根拠法

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)及び独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成 11 年法律第 204 号)

## (3) 主務大臣

経済産業大臣

(4)組織図(令和4年度)



(5)事務所(従たる事務所を含む)

本所:東京都渋谷区西原 2-49-10

国際評価技術本部(大阪市):大阪府大阪市住之江区南港北 1-22-16  
 バイオテクノロジーセンター(木更津市):千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8  
 化学物質管理センター(大阪市):大阪府大阪市住之江区南港北 1-22-16  
 認定センター(名古屋市):愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館(中部認定事務所)  
 認定センター(大阪市):大阪府大阪市住之江区南港北 1-22-16(近畿認定事務所)  
 製品安全センター(大阪市):大阪府大阪市住之江区南港北 1-22-16  
 製品安全センター(桐生市):群馬県桐生市堤町 3-7-4(燃焼技術センター)  
 北海道支所:北海道札幌市北区北八条西 2-1-1 札幌第一合同庁舎  
 東北支所:宮城県仙台市宮城野区東仙台 4-5-18  
 中部支所:愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館  
 北陸支所:石川県金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎  
 中国支所:広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 3 号館  
 四国支所:香川県高松市寿町 1-3-2 高松第一生命ビルディング 5F  
 九州支所:福岡県福岡市南区塩原 2-1-28

**(6)主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況**

NITE には、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等はありません。

**(7)主要な財務データの経年比較**

(単位:百万円)

区 分	平成 30 年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
資産	29,253	33,196	31,714	30,032	30,526
負債	5,167	9,126	7,873	7,415	7,087
純資産	24,806	24,070	23,841	22,617	23,439
行政コスト	—	12,467	8,965	9,116	9,447
経常費用	7,852	8,090	7,712	7,866	8,407
経常収益	7,913	8,144	7,745	7,903	8,654
当期総利益(▲は損 失)	64	99	94	116	333
業務活動による キャッシュ・フロー	894	776	1,103	928	884
投資活動による キャッシュ・フロー	▲347	418	▲2,070	▲284	▲631
財務活動によるキャ ッシュ・フロー	▲53	▲284	▲304	▲302	▲312
資金期末残高	1,520	2,430	1,158	1,500	1,441

**(8)翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画**

①予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
-----	-----

収入	
運営費交付金	7,759
施設整備費補助金	-
受託収入	201
その他収入	425
計	8,386
支出	
業務経費	7,322
施設整備費	-
受託経費	201
一般管理費	862
計	8,386

②収支計画

(単位:百万円)

科 目	金 額
費用の部	9,026
経常費用	9,026
業務経費	6,397
受託経費	201
一般管理費	688
減価償却費	563
賞与・退職給付引当金繰入	1,176
財務費用	0
臨時損失	-
収益の部	9,026
経常収益	9,026
運営費交付金収益	6,660
受託収入	201
手数料収入	425
資産見返負債戻入	563
賞与・退職給付引当金見返戻入	1,176
臨時利益	-
純利益	-
総利益	-

③資金計画

(単位:百万円)

項 目	金 額
資金支出	8,386
業務活動による支出	8,137
投資活動による支出	230

財務活動による支出	19
資金収入	8,386
業務活動による収入	8,386
投資活動による収入	-
財務活動による収入	-

## 16. 参考情報

### (1)財務諸表の科目の説明

#### ①貸借対照表

科 目	説 明
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	現金、普通預金
その他(流動資産)	NITEの業務活動から生じる未収金、棚卸資産、賞与引当金見返等
固定資産	
有形固定資産	土地、建物、機械装置、車両、工具、器具及び備品などNITEが長期にわたって使用又は利用する物
無形固定資産	ソフトウェア、電話加入権
投資その他の資産	権利金、退職給付引当金見返、その他
負債の部	
流動負債	NITEの業務活動から生じる未払金、短期リース債務、賞与引当金等
固定負債	
資産見返負債	資産見返運営費交付金等
引当金	退職給付引当金
その他(固定負債)	長期前受金等
純資産の部	
資本金	国からの出資金であり、NITEの財産的基礎を構成するもの
資本剰余金	国から交付された施設費等を財源として取得した資産でNITEの財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	NITEの業務に関連して発生した剰余金の累計額

#### ②行政コスト計算書

科 目	説 明
損益計算上の費用	損益計算書における経常費用、臨時損失
その他行政コスト	政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応

	する、NITE の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	NITE のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、NITE の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

### ③損益計算書

科 目	説 明
経常費用	
業務費	NITE の業務に要した費用
一般管理費	NITE の管理に要した費用
財務費用	支払利息
その他（経常費用）	雑損等
経常収益	
運営費交付金収益等	国からの運営費交付金等のうち、当期の収益として認識した収益
自己収入等	手数料収入、受託収入等の収益
その他（経常収益）	雑益等
臨時損失	固定資産の除売却損等
臨時利益	固定資産の売却益等
前事業年度繰越積立金取崩額	前事業年度繰越積立金等の取崩額
当期総利益	独立行政法人通則法第 44 条の利益処分の対象となる利益

### ④純資産変動計算書

科 目	説 明
当期末残高	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

### ⑤キャッシュ・フロー計算書

科 目	説 明
業務活動によるキャッシュ・フロー	NITE の通常の業務の実施にかかる資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等
投資活動によるキャッシュ・フロー	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動にかかる資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出等
財務活動によるキャッシュ・フロー	借入れ・返済による収入・支出等、資金

	の調達及び返済等
--	----------

(2) その他公表資料等との関係

公表資料等	該当ページ
業務方法書 (独立行政法人通則法第 28 条)	P.8(9. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉 (1)ガバナンスの状況
<a href="https://www.nite.go.jp/nite/jyohokoukai/jyohoteikyo/jouhoukoukaihou.html">https://www.nite.go.jp/nite/jyohokoukai/jyohoteikyo/jouhoukoukaihou.html</a>	
年度目標 (独立行政法人通則法第 35 条の 9)	P.4(5. 年度目標)
<a href="https://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_04.html">https://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_04.html</a>	
事業計画 (独立行政法人通則法第 35 条の 10)	P.6(6. 事業計画) P.19(15. 法人の基本情報 (8)翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画)
<a href="https://www.nite.go.jp/nite/jyohokoukai/jyohoteikyo/jouhoukoukaihou.html">https://www.nite.go.jp/nite/jyohokoukai/jyohoteikyo/jouhoukoukaihou.html</a>	
業務実績等報告書 (独立行政法人通則法第 35 条の 11)	P.7(8. 業務の成果と使用した資源との対比)
<a href="https://www.nite.go.jp/nite/jyohokoukai/jyohoteikyo/jouhoukoukaihou.html">https://www.nite.go.jp/nite/jyohokoukai/jyohoteikyo/jouhoukoukaihou.html</a>	
財務諸表 (独立行政法人通則法第 38 条)	P.12(12. 財務諸表)
<a href="https://www.nite.go.jp/nite/jyohokoukai/jyohoteikyo/jouhoukoukaihou.html">https://www.nite.go.jp/nite/jyohokoukai/jyohoteikyo/jouhoukoukaihou.html</a>	
決算報告書 (独立行政法人通則法第 38 条)	P.12(11. 予算と決算の対比)
<a href="https://www.nite.go.jp/nite/jyohokoukai/jyohoteikyo/jouhoukoukaihou.html">https://www.nite.go.jp/nite/jyohokoukai/jyohoteikyo/jouhoukoukaihou.html</a>	
基本理念・行動指針	P.3(4. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等 (1)基本理念・行動指針)
<a href="https://www.nite.go.jp/nite/aboutus/rinen/rinen.html">https://www.nite.go.jp/nite/aboutus/rinen/rinen.html</a>	
中期方針	P.3(4. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等 (3)中期方針)
<a href="https://www.nite.go.jp/nite/aboutus/houshin/houshin.html">https://www.nite.go.jp/nite/aboutus/houshin/houshin.html</a>	